

●1月は職業奉仕月間です。

室蘭北ロータリークラブ会報

Rotary



むらんど

室蘭岳



ロータリー
変化をもたらす

2017~2018年度 国際ロータリーテーマ

ROTARY: MAKING A DIFFERENCE

「ロータリー:変化をもたらす」

2017~2018年度 RI会長 イアン H. S. ライズリー

2018年1月30日(火) 第2220回 例会

第2510地区 日本 (DISTRICT 2510 JAPAN) ●会長: 荒谷 信幸 ●幹事: 猪俣 英二 ●編集: クラブ管理運営委員会

本日のプログラム

夜間例会「クラブフォーラム」

奉仕プロジェクト委員会
職業奉仕委員会

本日献立 洋食(チキンゴーラッシュライス添え、サラダ、スープ、デザート)

第46回IM(都市連合会) 開催のお知らせ

開催日: 2018年2月3日(土) 14:00~

場所: 室蘭プリンスホテル

IM テーマ: 『地域社会への奉仕活動の
連携を模索して』

【タイムスケジュール】

14:00	受付
15:00	開会・セレモニー
15:30	各団体に関する紹介
17:30	懇親会

※2/6(火)は振替休会です。

次回の予定プログラム

卓話「卓話について」

本間 信 会員
クラブ管理運営委員会

次週献立予定 和食ランチ(サバ味噌煮、小鉢、ライス、味噌汁、デザート)

前回例会の報告

第2219回(1月23日) 例会記録

本日のゲスト

室蘭税務署長

宮本 信 様

幹事報告

1. ポリ才募金のお願い。お一人 100 円をお願い致します。

委員会報告

1. クラブ広報委員会 加藤栄吉委員長より

○第1回ロータリー勉強会

日時: 2月6日(火) 6:30~8:15

場所: ホテルサンルート室蘭

会費: 1,000円

※入会2年未満の会員は出席義務者となっております。

○第2回ロータリー勉強会

日時: 4月17日(火) 6:30~8:30

各種記念日



誕生記念日 西尾 静枝 会員 1月25日



ニコニコBOX

西野義人(札幌モーターショー2018無事に終了しました)

川本康裕(ローターアクト海外研修で3泊4日台湾に行ってきました)

工藤一人(秘密の手術無事に終わり回復しました)

出席報告

会員数	46名	出席者数	25名
出席率	56.52%	欠席者数	21名

●例会場 ホテルサンルート室蘭

●事務所 室蘭市中島町2丁目28-6 (ホテルサンルート室蘭)

●電話 0143-45-6569

●URL <http://murokita-rc.org/>

●例会日 毎週火曜日 12:30 P.M.

●FAX 0143-50-6578

●E-mail mur-n.rc@athena.ocn.ne.jp



卓話「税のはなし ～相続税・贈与税を中心に～」

室蘭税務署長 宮本 信 様
クラブ管理運営委員会

○室蘭税務署の概要

室蘭税務署は、西胆振3市3町を管轄。内国税の賦課・徴収を行う国の行政機関で、入江町の室蘭地方合同庁舎2階にあります。

税務署というと、2・3月は所得税などの確定申告で混雑するイメージがありますが、現在は、自宅にいながら国税庁ホームページで簡単に申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送するかe-Tax(電子申告)で送信することにより提出できます。手引などもHPにすべて掲載されていますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

○路線価の概要

亡くなった人から相続人が取得した財産の価額が基礎控除額を超える場合、相続税がかかります。様々な種類の相続財産の価額を算出(評価)するための基準(相続税財産評価基準)のうち、宅地の評価方法として、「路線価方式」と「倍率方式」が定められています。このうち路線価方式は、路線(道路)に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額(路線価)を基に計算した金額で評価する方式です。



●プロフィール

昭和35年、旭川市生まれ。
昭和63年 札幌国税局採用。
川崎南税務署副所長、江差税務署長等を歴任。
平成29年より現職。

○管内の路線価例

室蘭市中島町1丁目 西口通(道道東室蘭停車場線)1㎡当たり70,000円(平成29年分)
(参考)地価公示価格は91,700円(三方路のため5%加算)

○土地取引における路線価の活用

宅地の売買相場を知りたいとき、取引指標として国土交通省が発表している地価公示価格がありますが、全国でわずか25,000(室蘭市で35)地点しかありません。このようなとき、市街化区域の広い地域をカバーしている路線価を用いて地価公示価格と同水準の価格を知ることができます。路線価は地価公示の80%の水準で評価しています。したがって、路線価を80%で割ると地価公示価格の水準になり、売買の指標として活用が可能です。

また、路線価のない地域でも固定資産税評価額が分かれば、地価公示水準の価格を知ることが可能です。固定資産税評価は、地価公示の70%の水準で評価することになっています。したがって、固定資産税評価額を70%で割ると地価公示価格の水準になります。

すなわち、地価公示(10):路線価(8):固定資産税評価(7)という関係になっています。

(注)宅地に限ります。農地、山林、原野などは、この関係に当てはまりません。

これら公的土地評価の指標は、適正な地価形成と課税の適正化に資するため、相互の均衡と適正化を図ることとされています。(土地基本法16条)

